

病理解剖マニュアル

第8版

作成部署	医務課診療報酬係
作成日	2003年10月1日
改訂履歴	2014年11月18日 2016年1月20日 2016年7月20日 2017年7月18日 2018年12月18日 2020年4月14日 2022年3月24日

版	改訂内容
1	制定
2	・ネクロプシーの運用追加及び霊安室改修に伴い修正
3	・業務追加に伴う改訂
4	・解剖センターに電子カルテ端末が設置されたことに伴い修正
5	・実情に即した内容に修正
6	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改変に伴う係名称修正 ・解剖を行わない場合に「危険な感染症」を追記 ・文言の修正
7	<ul style="list-style-type: none"> ・フローチャートの改訂 ・組織改変に伴う係名称修正 ・解剖受付時間の変更 ・特に危険な感染症例として新型コロナウイルス感染症を追加 ・ネクロプシー症例の登録に関して文言を修正 ・病院霊安室から病理解剖室までの搬送に関する病理解剖担当講座の運用マニュアルを追記
8	<ul style="list-style-type: none"> ・感謝状運用変更に伴う修正 ・同意書の「印」削除

はじめに

病理解剖（剖検）は、不幸にして亡くなられた患者さんの疾病のたどった実際の病態を直接明らかにし、また、その疾病の本態を究明するための最終的検討手段として、診療を担当した医師（以下主治医）の依頼によって、病理学講座及び病理部・病理診断科が、死体解剖保存法および関連法規に基づいて行うものである。その一例一例から、医療従事者は多くを学び、それを日々の医療に生かすことができるのみならず、そこから医学研究の貴重な材料や、医師の卒前、卒後教育に欠かせない貴重な教材の提供を受けることができる。

しかし、病理解剖は、ご遺族の理解と同意なしには行うことができない。また、不適切な方法で解剖および標本の作製を行えば、刑事責任を問われることもあり得ること、および国民に遺体に対する尊崇の念が存在することをよく認識しなければならない。

したがって、病理解剖に携わる者は、

- 1) 解剖の準備段階から全過程を通じて、いささかも非礼の振る舞いのないよう努めること
- 2) ご遺族の愛惜の情に細心の配慮をすること
- 3) 特に解剖を担当する医師（以下解剖医）は、一般に禁止されている死体の解剖を許されたものであることをよく自覚し、上記 1)、2) の配慮をもってご遺体に接するよう、責任をもって解剖補助者、見学者等を指揮、監督すること
- 4) 主治医は、解剖に関してご遺族に十分に説明した上で必要事項の同意を取り、解剖に立ち会い、解剖結果をご遺族に説明するとともに、ご遺体を丁重にお見送りすること
- 5) 本学解剖体慰霊式に参列すること

など、ご遺族のご厚志に応えるべく、誠意をもって行動しなければならない。

目 次

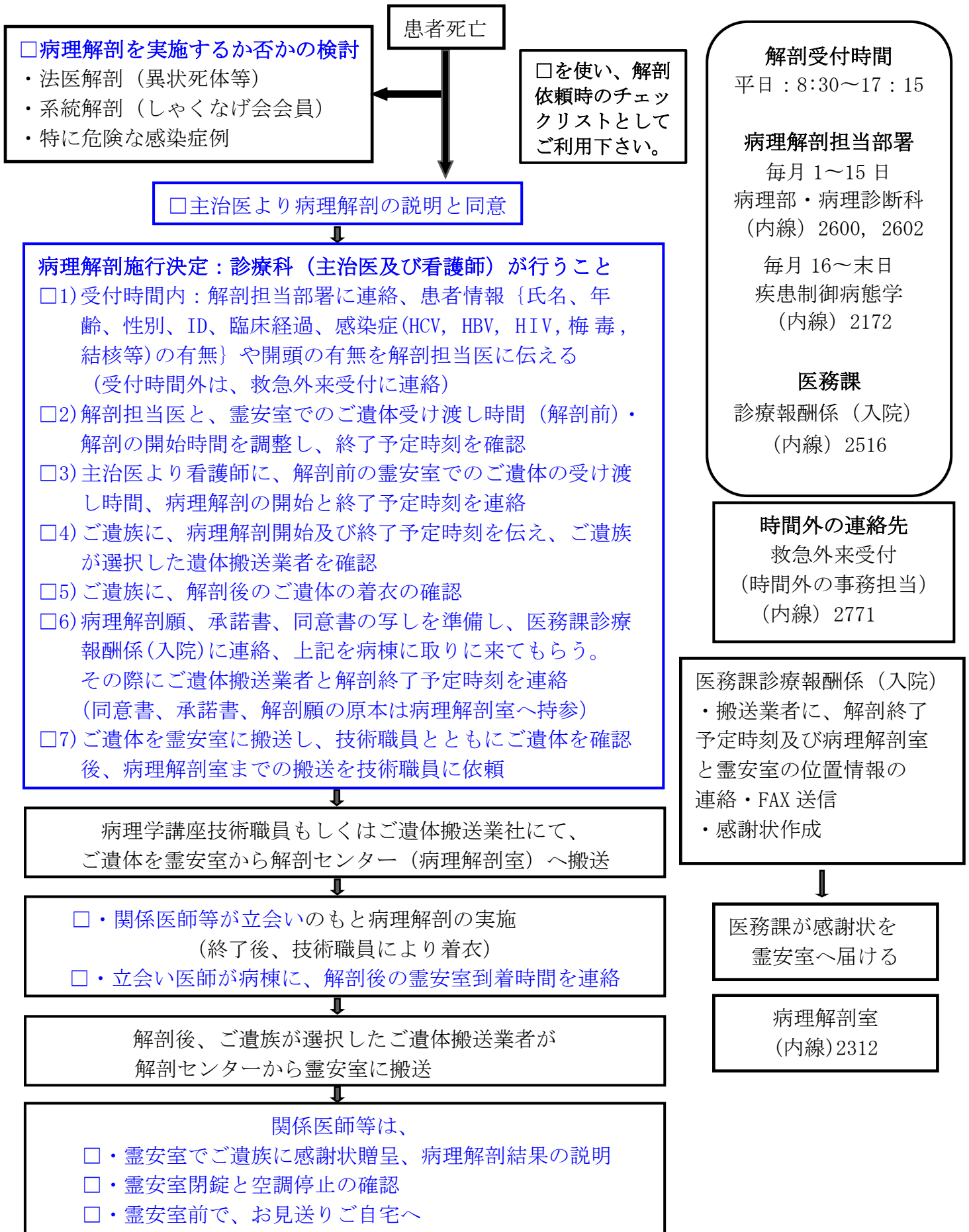
1. 病理解剖の流れ フローチャート	5
2. 病理解剖の病理担当部署、取扱時間等	6
1) 病理解剖の病理担当部署	
2) 時間内の取扱	
3) 時間外の取扱	
4) 解剖を行わない場合	
3. 患者死亡	7
1) 死亡宣告直後	
2) 死後の処置	
4. ご遺族への解剖の説明	7
1) 主旨と意義	
2) 3) 4) 切開と解剖の範囲	
5) 立ち会い	
6) 所要時間	
7) 解剖の検体を学術研究、医学教育に使わせていただくこと についての説明と「同意書」	
8) ネクロプシーの場合	
5. 必要書類の準備（学内の場合）[学外は P. 30～34]	9
1) 「死亡診断書」	
2) 「病理解剖に関する遺族の承諾書」 ☞10 ページ	
3) 解剖検体の使用に関する説明と、「同意書」に署名 「説明」 ☞11 ページ、 「同意書」 ☞12 ページ	
4) 「病理解剖願」 ☞13 ページ	
5) 解剖室へ必要書類の持参	
6) 病理解剖の承諾が得られず、ネクロプシーのみ許可された場合	14
a) 必要書類の準備 ☞15～18 ページ	
b) 主治医から医務課診療報酬係（入院）に書類の写しを渡す	
c) 主治医から病理担当部署へ必要書類、採取組織及び検査データ等の提出	
6. 主治医から解剖医への連絡	19
1) 病理担当部署に解剖の依頼	
2) 症例の概要、感染の有無及び解剖開始、搬送時間の調整	
3) 解剖室に必要書類の持参	

7.	主治医から医務課診療報酬係（入院）への連絡	19
	1) 医務課診療報酬係（入院）の受付時間	
	2) 解剖願、承諾書、同意書の写しを医務課診療報酬係（入院）に渡す * ご遺体搬送業者に連絡（看護師より 9. c))	
8.	医務課による必要書類の確認	19
	1) 「病理解剖願」等の書類に記載漏れがないか確認	
9.	主治医からご遺族および看護師への連絡	20
	1) ご遺族へ	
	2) 看護師へ	
	a) 解剖開始時間、終了予定時間、搬送時間を指示	
	b) ご遺族に搬送業者の確認	
	c) 医務課診療報酬係（入院）へ書類揃い次第連絡すること及び搬送業者と 解剖終了時間の連絡	
10.	解剖医、病理技術職員等の対応（平日時間内）	21
	1) 解剖医は、主治医と解剖開始時間を協議	
	2) 解剖終了後の処置	
	3) 遺体搬送業者	
11.	ご遺体の搬送について（平日時間内）	22
	1) 病棟から病院霊安室への搬送（医師及び看護師で行なう）	
	2) 解剖前：病院霊安室から病理解剖室までの搬送（本学病理技術職員もしくはご 遺体搬送業者が担当する）	
	3) 解剖後：病理解剖室から病院霊安室への搬送の依頼（ご遺族が依頼された遺体 搬送業者が担当する）	
	※～大学の寝台車の使用法 病理解剖担当講座専用の運用～	22
12.	解剖が翌日以降となった場合	24
	付図 1. 病院霊安室の配置図	25
	付図 2. 病理解剖室の配置図	26
13.	ご遺族の待機場所	27
14.	解剖室での主治医の対応	27
	1) 解剖時の立ち会い	
	2) 感染症の有無の連絡	
	3) 解剖後のご遺体の処置の確認	
15.	解剖終了後の手続（主治医以外）	27
	1) ご遺族が依頼された遺体搬送業者の対応	
	2) 解剖医から	

a) 医務課へ必要書類の提出	
b) 主治医への肉眼所見の提出	
3) 病院霊安室の施錠確認	
16. お出迎え	27
病院霊安室での関係者のお迎え	
17. 感謝状および謝金	28
18. ご遺族に対する解剖結果等の説明	28
19. お見送り	28
1) ご遺体の出立時の関係者のお見送り	
2) 病院霊安室使用後の後始末	
20. 解剖体慰霊式	28
21. 臨床経過と病理解剖診断報告書	29
1) 主治医から解剖医に「臨床経過」の提出	
2) 解剖医から主治医に「肉眼所見」および「病理解剖記録」の提出	
22. 学外の医療施設からの依頼	29
1) 主治医と病理担当部署で協議	
2) 手続きおよび留意点	
必要書類（学外の場合）	
a) 解剖検体の使用に関する説明と同意書 ☞30 ページ	
b) 「同意書」に署名 ☞31 ページ	
c) 「病理解剖に関する遺族の承諾書」☞32 ページ	
d) 「病理解剖願」（担当医） ☞33 ページ	
e) 「病理解剖依頼書」（病院長） ☞34 ページ	
3) 全体配置図	35
23. その他	37
1) 小児、新生児および胎児等の場合	
2) 異状死の可能性が考えられる場合	
3) 故人がしゃくなげ会会員で、本学へ献体を希望されていた場合	
4) 死体解剖の種類	
付録. 病理解剖指針について	38

1. 病理解剖のフローチャート

2022年4月



2. 病理解剖の担当部署、取扱時間等

1) 病理解剖担当部署

毎月 1～15 日： 病理部・病理診断科（内線 2600, 2602） Fax 548-2600
毎月 16～末日： 病理学講座（疾患制御病態学）（内線 2172） Fax 548-2423

2) 時間内の取扱（月～金曜日）

平 日： 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

3) 時間外の取扱（土曜日・日曜日・祝日・年末年始）

- ① 土曜日、日曜日、祝日、年末年始は、原則として行わない。
- ② 平日の取扱時間外の死亡例で解剖を希望する場合、原則として翌日もしくは休日明けの平日の取扱となる。時間外は救急外来受付に連絡し、時間内に再度担当部署に連絡する。
(但し、特別の意義があり、かつ、緊急性の高い症例については、主治医が所属する診療科(部)長が解剖実施の可否を病理担当部署の教授と直接協議するものとする。ただし、技術職員の人数が少ないので、解剖所要時間が長引く可能性がある。)

4) 病理解剖を行わない場合

- ① 異状死の可能性が考えられる場合（「医療安全マニュアル」参照）
- ② 故人がしゃくなげ会会員で、本学に献体を希望されていた場合
- ③ 特に危険な感染症例（エボラ出血熱、クロイツフェルト・ヤコブ病・新型コロナウイルス感染症など）の場合は要相談

3. 患者死亡

1) 死亡宣告直後

ベッド周辺を片づけ、ご遺族との別れの時間を設ける。

2) 死後の処置

ご遺体には、出血が著明でなければ詰物はしないこと。
着衣は、病衣(死亡時着用の衣類)のままとすること。

4. ご遺族への解剖の説明

主治医は、以下に挙げる点に留意して、ご遺族に説明すること。

1) 病理解剖の主旨および意義をご遺族に十分に説明し、承諾をとる。

2) 病理解剖終了後のご遺体は切開部を縫い合わせて復元し、体表を清めて装束を整え、着衣の上からは創部が見えることはほとんどないことを説明する。

3) いかなる症例でも、本来は全身の解剖が望ましいことを説明する。全身とは、頸部、胸部、腹部、脳、脊髄を含む。特に開頭して脳を検索する場合にはご遺族の事前の了解を得ること。全身の解剖が不可能な場合には、どの範囲までの解剖が可能であるのかを確かめておく。

4) 必要に応じ、病理解剖の切開法についても簡単に説明しておくこと。

a) 躯幹の皮膚切開は原則として、両鎖骨下縁および正中線を結ぶY字形一条

b) 頭部の切開は耳介後部を通る一条。切開痕は通常、耳介に隠れてほとんど見えない。

5) 病理解剖時の立ち会いは、主治医および関係医師、解剖医が教育上必要と認めた学生および看護師等に限り、ご遺族を含め、その他の者の立ち会いは認めない。

6) 病理解剖の所要時間は通常約3時間である。ただし、時間外の解剖には、従事する技術職員の数が少ないので長引く可能性があることを、あらかじめご遺族に説明し承諾を得ておくこと。

また、解剖受付時間外に患者さんが亡くなられた場合は、解剖が原則として、

[2. 病理解剖の担当部署、取扱時間等] (p.6)の時間内に行われることをご遺族に説明し、ご遺族の理解を得るべく、できる限り努力すること。

7) 解剖の検体を学術研究、医学教育に使わせていただくことについての説明

(p. 11) を必ず行い、「同意書」(p. 12) に署名をいただくべく努力する。

説明書はご遺族に手渡す。

8) 病理解剖の承諾が得られず、ネクロプシー(生検針を用いた経皮的な組織採取)に限定して承諾された場合、病理解剖時とは異なるネクロプシー用の遺族の承諾書に署名していただき、採取した標本に「ネクロプシー診断の依頼書」と「同意書(ネクロプシー)」を添えて病理担当部署の診断医(病理医)に提出する。ただし、ネクロプシーの場合、目的の組織を採取されていないことも多く、得られる情報が極めて限られるが、書類上解剖番号は付けることとする。

(なお、感謝状と謝金は全身解剖と同様に扱われるが、慰霊式の案内はしない。)

5. 必要書類の準備（学内の場合）

1) 「死亡診断書」

a) 3枚複写のもの1通を作成する。（医師）

- 1枚目（交付用）は、ご遺族に渡す。（ご遺体お見送り時）
ご遺体搬送時、死亡診断書の携行が必要であることを知らせておく。
（市区町村への死亡届、埋、火葬許可証等の交付時に必要）
- 2枚目（診療情報管理室スキャンセンター）スキャンし電子カルテに入れる。
- 3枚目（医務課用）は、医務課診療報酬係（入院）に送付する。

- #### b) 上記a) 以外の使用目的でご遺族の希望により死亡診断書を交付する場合は、2通目以降専用の用紙（1枚もの）があるので、これを使用して作成する。 後日、追加発行の希望があった場合もこの用紙で発行する。この場合、診断日は1通目と同じになるが、発行日は実際に発行する日となるので注意する。 文書料は発行の都度、1通ごとに算定となるので、必ず医務課に通知する。

2) 「病理解剖に関する遺族の承諾書」 ☞ 10 ページ

主治医は、「病理解剖に関する遺族の承諾書」に必要事項を記入し、ご遺族に署名していただく。

3) 解剖検体の使用に関する説明と「同意書」に署名をもらう ☞11-12 ページ

主治医は解剖検体を学術研究・医学教育に使用するための同意を得るよう努力し、「同意書」に署名をもらう。

4) 「病理解剖願」（学内の場合） ☞13 ページ

- a) 主治医は病理解剖願に必要事項を記入する。
- b) 解剖後のご遺体の搬送について、ご遺族が依頼される業者を確認する。

必要書類[5.2), 3), 4)]の写しが準備でき次第、医務課診療報酬係（入院）に連絡し、上記書類を病棟に取りに来てもらう。その際にご遺体搬送業者と解剖終了予定時刻を連絡する。

医務課診療報酬係（入院）は、その写しを元に感謝状を準備し、見送り時に、（銀行等振込依頼書等、返送用封筒とともに）霊安室に届ける（時間外の場合は、後日、ご遺族宅に郵送する）。

- ### 5) 必要書類[5.2), 3), 4)]の原本を必ず持参すること。病理解剖室に設置された医療情報端末を使用し画像、検査データを提示して解剖医に情報提供を行う。 また、後日、別途退院時サマリー等の参考資料、画像、検査データを提出する。

- ### 6) 病理解剖の承諾が得られず、ネクロプシーのみ許可された場合 ☞ P. 14 へ

病理解剖に関する遺族の承諾書

1. 死亡者の住所

(ふりがな)

2. 死亡者の氏名

3. 死亡年月日 20 年 月 日

4. 死亡場所 滋賀医科大学医学部附属病院 病棟

上記の遺体が死体解剖保存法の規定に基づいて病理解剖されることに異存ありません。なお、病態を詳しく調べるために取り出された臓器は、保存期間終了後、貴学の責任において斎場にて荼毘に付されることに異存はありません。

20 年 月 日

滋賀医科大学長 殿

郵便番号

住 所

TEL () -

死亡者との続柄 ()

(ふりがな)

氏 名

今後、大学より解剖体慰霊式等の案内を受けとるときの住所・氏名は

1. 上記と同じ

2. 下記のとおり

郵便番号

住 所

TEL () -

死亡者との続柄 ()

(ふりがな)

氏 名

解剖の検体を学術研究、医学教育に使わせて

いただくことについての説明と同意書

説 明

- 1) 解剖で摘出される故人の組織（以下、故人の組織と呼ぶ）の一部を保存し、医学の研究や教育のために使用させていただきたいと考えております。これを用いた研究や教育は、医療や医学を進歩させるために、また医師などの医療従事者を育てる上でかけがえのない貴重なものです。
- 2) 故人の組織の一部を研究や教育に用いる場合は、本学は、故人のお名前など個人を特定できる情報が一切明らかにならない形で行なうことをお約束いたします。
- 3) 故人の組織を用いる研究・教育は、倫理面で十分な配慮をもってこれを行なうことをお約束します。ここでいう配慮の中には、故人のプライバシーを完全に保護すること、故人の尊厳、人権、利益を完全な形で尊重すること、研究や教育の目的と手段が科学的に理にかなったものであることを大学として確認すること、などが含まれます。
- 4) 特に DNA の検索については、事前に本学の倫理委員会の承認が得られたものに限ります。故人や故人のご家族などに不利益をもたらすようなことを決して行なわないことをあらためてお約束します。
- 5) あなたが、今回、解剖で摘出される組織の一部を研究や教育のために使用することに同意されなくても、それによって不利益をうけることは一切ありません。
- 6) あなたが、今回、ここで同意された後も、いつでも同意を撤回することができます。
- 7) 本学では、故人の組織の管理に対する監督責任は学長が、また実際上の管理責任は病理学講座及び臨床検査医学講座教授が負っています。

滋賀医科大学病理学講座人体病理学

TEL 077-548-2168, FAX 077-543-9880

滋賀医科大学臨床検査医学講座（病理部・病理診断科）

TEL・FAX 077-548-2600

九嶋 亮治

滋賀医科大学病理学講座疾患制御病態学

伊藤 靖 TEL 077-548-2172, FAX 077-548-2423

〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町

20 年 月 日

同 意 書

滋賀医科大学長 殿

私は、今回の解剖で摘出された組織の一部を保存し、医学の研究や教育のために用いることについて、十分に説明を受けました。また、今回の協力については、ここで同意した後、いつでも同意が撤回できることを確認しましたので、今回の解剖で摘出される組織の一部、病変部分の写真などを医学の研究や教育のために使用されることに同意いたします。

20 年 月 日

(ふりがな)

死亡者氏名

死亡者との続柄 ()

氏 名

私が、書面および口頭で十分な説明を行い、理解および同意が得られたことを確認いたします。

医 師

20 年 月 日

滋賀医科大学長 殿

担当医 _____ 科

氏 名 _____

病 理 解 剖 願

下記により病理学講座及び病理部・病理診断科に解剖を依頼したいので、
遺族の承諾書を添えてお願いします。

記

死亡者 I D (必須) _____

(ふりがな)

死亡者の氏名 _____ 男 ・ 女

生 年 月 日 _____ 年 月 日生 (_____ 才)

住 所 _____

病 名 _____

死亡の日時 20 年 月 日 時 分

死亡の場所 滋賀医科大学医学部附属病院 病棟

遺族の現住所 _____

遺族の氏名 _____ 死亡者との続柄 (_____)

連 絡 事 項

1	症例の概要	_____
2	感染症の有無	HBV : (- +), HCV : (- +), HIV : (- +), 梅毒 : (- +), 結核 : (- +), その他 (_____)
3	解剖の範囲	全身 (開頭 開胸 開腹)
4	霊安室使用の有無	有 ・ 無
5	病棟から霊安室へ搬送可能な時間	時 _____ 分 _____ ころ
*	担当医連絡先	PHS _____
*	担当看護師名	_____ 連絡先 PHS _____

6) 病理解剖の承諾が得られず、ネクロプシーのみ許可された場合

(必要書類と手続きの流れ)

ネクロプシーは病理解剖の承諾が得られなかった場合にやむなく行うものであり、病理解剖と並立する選択肢ではない。また、たとえ組織片であっても、その採取にはご遺族の書面による承諾が必要である。

- a) ネクロプシーの場合、ご遺族の承諾を得られたら、病理担当部署に連絡し、
診断医（病理医）に通知するとともに、下記の必要書類を準備する。
- ① 上記1)「死亡診断書」 ☞ 9 ページ
 - ② 「ネクロプシー（生検針を用いた経皮的な組織採取）に関する遺族の承諾書」
（医師）→ 診断医（病理医） ☞15 ページ
 - ③ ネクロプシーの場合も検体を学術研究・医学研究に使用するための説明と、
同意書（ネクロプシー）」に署名 ☞16-17 ページ
（ご遺族）→（医師）→ 診断医（病理医）
 - ④ 「ネクロプシー診断の依頼書」 ☞18 ページ
（医師）→ 診断医（病理医）
- b) 主治医は下記書類が準備でき次第、医務課診療報酬係（入院）に連絡し、上記書類を病棟に取りに来てもらう。
- ① 「ネクロプシーに関する遺族の承諾書」
 - ② 「同意書（ネクロプシー）」
 - ③ 「ネクロプシー診断の依頼書」
- ※ 感謝状と謝金に必要な用紙を後日、ご遺族宅に郵送する。
- c) 主治医から病理担当部署へ必要書類、採取組織及び検査データ等の提出
- ① 事前に病理担当部署の診断医（病理医）にネクロプシー診断の承諾を得る。
 - ② 採取組織と退院時サマリー等の参考資料、画像、検査データを提出
 - ③ 「ネクロプシーに関する遺族の承諾書」 原本
 - ④ 「同意書（ネクロプシー）」 原本
 - ⑤ 「ネクロプシー診断の依頼書」 原本

ネクロプシー（生検針を用いた経皮的な組織採取）に関する遺族の承諾書

1. 死亡者の住所

(ふりがな)

2. 死亡者の氏名

3. 死亡年月日 20 年 月 日

4. 死亡場所 滋賀医科大学医学部附属病院 病棟

上記の遺体が死体解剖保存法の規定に基づいて組織の一部を採取されることに異存ありません。なお、病態を詳しく調べるために取り出された組織片は、保存期間終了後、貴学の責任において斎場にて荼毘に付されることに異存はありません。

20 年 月 日

滋賀医科大学長 殿

郵便番号

住 所

TEL () -

死亡者との続柄 ()

(ふりがな)

氏 名

ネクロプシー（生検針を用いた経皮的な組織採取）の検体を学術研究、
医学教育に使わせていただくことについての説明と同意書

説 明

- 1) ネクロプシーで採取される故人の組織（以下、故人の組織と呼ぶ）の一部を保存し、医学の研究や教育のために使用させていただきたいと考えております。これを用いた研究や教育は、医療や医学を進歩させるために、また医師などの医療従事者を育てる上でかけがえのない貴重なものです。
- 2) 故人の組織の一部を研究や教育に用いる場合は、本学は、故人のお名前など個人を特定できる情報が一切明らかにならない形で行なうことをお約束いたします。
- 3) 故人の組織を用いる研究・教育は、倫理面で十分な配慮をもってこれを行なうことをお約束します。ここでいう配慮の中には、故人のプライバシーを完全に保護すること、故人の尊厳、人権、利益を完全な形で尊重すること、研究や教育の目的と手段が科学的に理にかなったものであることを大学として確認すること、などが含まれます。
- 4) 特に DNA の検索については、事前に本学の倫理委員会の承認が得られたものに限ります。故人や故人のご家族などに不利益をもたらすようなことを決して行なわないことをあらためてお約束します。
- 5) あなたが、今回、ネクロプシーで採取される組織の一部を研究や教育のために使用することに同意されなくても、それによって不利益をうけることは一切ありません。
- 6) あなたが、今回、ここで同意された後も、いつでも同意を撤回することができます。
- 7) 本学では、故人の組織の管理に対する監督責任は学長が、また実際上の管理責任は病理学講座及び臨床検査医学講座教授が負っています。

滋賀医科大学病理学講座人体病理学

TEL 077-548-2168, FAX 077-543-9880

滋賀医科大学臨床検査医学講座（病理部・病理診断科）

TEL 077-548-2600, FAX 077-548-2600

九嶋 亮治

滋賀医科大学病理学講座疾患制御病態学

伊藤 靖 TEL 077-548-2172, FAX 077-548-2423

〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町

20 年 月 日

滋賀医科大学長 殿

同 意 書 (ネクロプシー)

私は、今回のネクロプシーで採取された組織の一部を保存し、医学の研究や教育のために用いることについて、十分に説明を受けました。また、今回の協力については、ここで同意した後、いつでも同意が撤回できることを確認しましたので、今回のネクロプシーで採取される組織の一部、病変部分の写真などを医学の研究や教育のために使用されることに同意いたします。

20 年 月 日

(ふりがな)

死亡者氏名

死亡者との続柄 ()

氏 名

私が、書面および口頭で十分な説明を行い、理解および同意が得られたことを確認いたします。

医 師

20 年 月 日

滋賀医科大学長殿

担当医 _____ 科

氏 名 _____

ネクロプシー診断の依頼書

下記により病理学講座及び病理部・病理診断科にネクロプシーを依頼したいので、遺族の承諾書を添えてお願いします。

記

死亡者ID (必須) _____
(ふりがな)

死亡者の氏名 _____ 男 ・ 女

生 年 月 日 _____ 年 月 日生 (才)

住 所 _____

病 名 _____

死亡の日時 20 年 月 日 時 分

死亡の場所 滋賀医科大学医学部附属病院 病棟

遺族の現住所 _____

遺族の氏名 _____ 死亡者との続柄 ()

連絡事項

1 症例の概要

* 担当医連絡先 PHS _____

6. 主治医から解剖医への連絡

- 1) ご遺族から病理解剖の承諾を得られたら、その日の病理担当部署に病理解剖を依頼する。
- 2) 解剖医に症例の概要と患者の感染症(HCV, HBV, HIV, TPHA, 結核, 等)の有無は伝える。また、解剖開始時間及び、終了予定日時及び霊安室へ技術職員の搬送時間を調整する。
- 3) 解剖開始時間に必要書類[解剖願、承諾書、同意書]の原本を持参する。解剖センター・病理解剖室に設置された医療情報端末を使用し、解剖医に具体的な情報を提供する

7. 主治医から医務課への連絡

- 1) 主治医は、病理担当部署から病理解剖の承諾が得られたら次により連絡をする。

勤務時間内（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）：医務課診療報酬係（入院）（内線 2516）
--

勤務時間外（ 上 記 外 ）：時間外受付（内線 2771）

- 2) 主治医は、「病理解剖願」及び「病理解剖に関する遺族の承諾書」「同意書」の写しが準備でき次第、医務課診療報酬係（入院）に連絡し、上記書類を病棟に取りに来てもらう。その際にご遺体搬送業者と解剖終了予定時刻を連絡する。

※医務課診療報酬係（入院）は、ご遺体搬送業者に解剖終了予定時刻及び病理解剖室と霊安室の位置情報を連絡する。

8. 医務課による必要書類の確認

医務課診療報酬係（入院）は、「病理解剖願」等の書類に必要事項が記載されていることを確認する。

9. 主治医からご遺族および看護師への連絡

1) ご遺族へ

- a) 病院霊安室へのご遺体搬送予定時刻、病理解剖開始および終了予定日時を伝える。
- b) 解剖終了後の着衣の準備を依頼する。

ご遺族が着衣を準備できない場合、解剖室で在庫管理している新しい着衣を使用するので、支障のないことを伝える。

- c) 解剖後のご遺体のご自宅等への搬送について説明する。その際、主治医等（診療科関係者）は、ご遺族に遺体搬送業者の確認をする。

* 互助会等への加入で、あらかじめ遺体搬送業者が決まっている場合は、遺体搬送業者を聞く。遺体搬送業者が決まっていない場合は、相談があれば、遺体搬送業者一覧を渡し、病院は一定遺体搬送業者への誘導が禁止されていること、ご遺族の自由意志で遺体搬送業者を選択していただくこと、自宅等へのご遺体搬送経費は、ご遺族の負担となることを十分説明する。

* 主治医等（診療科関係者）は、ご遺族が決められた遺体搬送業者の連絡先を聞く。

* 搬送を依頼される遺体搬送業者には、本学関係者（診療報酬係（入院））より、ご遺体の引き取り時間、引き取り場所等について、連絡があることをご遺族から説明していただく。

2) 看護師へ

- a) 主治医は、病理解剖開始日時と終了予定時間、霊安室への搬送時間等を指示する。
- b) 看護師は、ご遺族に病理解剖開始と終了予定時間を伝える。また、ご遺族が選択した遺体搬送業者を確認する。
- c) 看護師は、病理解剖願、承諾書、同意書の写しが準備でき次第、医務課診療報酬係（入院）に連絡し、上記書類を病棟に取りに来てもらう。その際にご遺体搬送業者と解剖終了予定時刻を連絡する。

10. 解剖医、病理技術職員の対応（平日時間内）

[解剖までの準備と終了後の手順]

1) 解剖医は、主治医と解剖開始時間を協議

- a) 即時に解剖を開始する場合、解剖の開始時間は、病棟から病院霊安室までのご遺体の搬送時間と、技術職員が病院霊安室から病理解剖室までの搬送時間を考慮する。
- b) 解剖医から連絡を受けた技術職員は病理専用搬送車にて病院霊安室に向かう。
- c) 技術職員は、病院霊安室にて診療科関係者の立会いのもとご遺体を確認し、病理解剖室にご遺体を搬送する。

2) 解剖終了後、技術職員はご遺体の清拭、縫合部に粘着テープ等の処置を行う。

ご遺族が準備された衣類が届いている場合は、それを使用して着衣を整える。衣類が届いていない場合は、病理解剖室で在庫管理している紙おむつおよび浴衣を使用すること。

病理解剖室を出る前に、必ず、ご遺体の処置について主治医の確認を受けると。

ご遺族から預かった衣類がある場合は、解剖室に届いていることを確認してから身支度が終るまで、汚さないよう、責任をもって管理すること。

3) 死後処置が終われば、待機している遺体搬送業者は、ご遺体を引き取りご遺族が待機している病院霊安室に向う。

11. ご遺体の搬送について（平日時間内）

1) 病棟から病院霊安室への搬送（医師および看護師で行なう）

- a) 看護師は、予め病院霊安室の状態を確認し、燭台等の準備をしておくこと。
- b) 搬送は、医師および看護師で行い、ご遺体を病院霊安室に安置すること。

（合掌等）

- c) 解剖医から連絡を受けた技術職員は病院霊安室に向かう。

主治医は、病院安置室内で本学技術職員とともにご遺体を確認し、病理解剖室までの搬送を依頼すること。

（くれぐれもご遺体の取り違えが無いよう注意する。）

2) 解剖前：病院霊安室から病理解剖室までの搬送は、本学技術職員が行うこととするが、以下の場合、ご遺体搬送業者が行う

- a) 技術職員が運転できない場合
- b) ご遺体を搬送する寝台車が使用できない場合

看護師は、技術職員と主治医にご遺族が準備された衣類の有無を伝え、衣類がある場合は、技術職員に手渡すこと。

3) 解剖後：病理解剖室から病院霊安室への搬送（ご遺族が依頼された遺体搬送業者が担当する）

- a) ご遺体は、ご遺体搬送業者により病院霊安室を経由し、病院霊安室で待機されているご遺族に報告後、診療科関係者はお見送りをする。
- b) 解剖に立ち会っている関係医師または主治医は、病棟にご遺体の霊安室到着時間を連絡し、関係医師等は霊安室でお出迎えの待機をする。

※～大学の寝台車の使用法 病理解剖担当講座専用の運用～

①月曜日：病理解剖は月曜日に2件入ることが多いため、月曜日の系統解剖の引き取りを業者委託する。

②系統解剖の献体引き取りの予定が未定の場合

病理解剖のご遺体搬送は短時間（病院から解剖センター片道のみ）であるため、以下のとおりとする。

（1）病理解剖の時間を考慮して、系統解剖の献体引き取りの予定を組む。
あるいは、

（2）系統解剖の献体引き取りを業者に依頼する。

※～大学の寝台車の使用法 病理解剖担当講座専用の運用～＜続き＞

③寝台車の使用予約について

- (1) 病理解剖受付時に、担当講座が利用スケジュール表 (Google カレンダー) で使用状況を確認する。

<https://calendar.google.com/calendar/r/week?tab=wc>

使用できる場合は、病理解剖室技術職員に連絡し、解剖開始時間を伝え、搬送を依頼。技術職員は Google カレンダーに使用予約を記入する。(月曜日以外で、病理解剖中に 2 体目の依頼が入った場合、カレンダーへの入力ができないので、技術職員から解剖学講座の下記に連絡する。)

- (2) 緊急の場合は、講座代表内線番号 (人体病理：2168、疾患制御：2172、病理部・病理診断科：2600 or 2602) に連絡し、相談して決定。

→ 実務上の緊急連絡先 (内線)：

解剖学講座 (しゃくなげ会)：2073、技術職員控室 (系統)：2310
解剖センター標本室：2317、解剖中の場合：2312 (奈須、石田)
臨床検査医学講座：2600 (石川)

④病理解剖受付時に系統解剖の献体で告別式等引き取りの予定が先に決まっております、かつ病理解剖の遺体搬送の時間と重なる場合、

- (1) 病理解剖のご遺体運搬を業者に打診する。

搬送業者への連絡は、病理解剖を受け付けた講座から (受付後直ちに) 行い、依頼した場合の搬送までの待ち時間を確認する。(待ち時間の短い草津の業者にまず連絡する。)

連絡先

- 有限会社エクシヴ (草津) (080-4019-1217、佐生 (さそう) 様) 待ち時間 1 時間～
- 創彩グループ (山科) (075-595-7171) 待ち時間 2 時間～

- (2) 業者の寝台車の、連絡時点での待ち時間と、系統解剖での使用時間とを勘案し、少し待てば大学の寝台車を使用できる場合は、待つことができるかどうか、主治医からご遺族に確認してもらい、可能であれば、解剖開始時刻を遅らせることで対応し、業者にもその旨連絡する。寝台車が遠方に向いていて、帰りを待つことができない場合、担当病理学講座から主治医に対して、業者到着までの待ち時間、終了予定時刻のご遺族への説明を依頼し、ご遺族の同意が得られれば、担当病理学講座から業者に搬送を依頼する。そのさい、担当病理学講座は技術職員に主治医の PHS 番号を、業者には技術職員の連絡先 (077-548-2317) を伝え、技術職員が業者の到着予定時刻の連絡を受け、霊安室での遺体確認時刻を主治医に連絡できるようにする。

※～大学の寝台車の使用法 病理解剖担当講座専用の運用～＜続き＞

- (3) ご遺体の搬送を業者に依頼した場合、技術職員は業者と病棟との間の時間調整を仲介し、遺体確認にも立ち合う。
- (4) 搬送終了後、附属病院の医務課診療報酬係（入院係）（内線 2516）に、業者に搬送を依頼したこと（業者名、人数、依頼時間等）を電話で連絡する。
- (5) 業者依頼分の費用負担：系統解剖-解剖体経費、病理解剖-病院に負担をお願いします。

大学予算の解剖体経費には、系統解剖関係では慰霊式や納骨式の経費、業者による遺体の搬送経費が含まれるが、病理解剖関係は感謝状と謝金のみである。つまり、病理解剖のために遺体を霊安室から解剖室まで運んでもらう葬祭業者への搬送料を解剖体経費から出すことができない

したがって、系統解剖の遺体引き取りのために寝台車が出払っている場合（上記の 3.）や技術職員が運転できない場合には、病院予算から搬送経費を負担する。

※霊安室から解剖室までの搬送が業者依頼となった場合の病理解剖担当講座内の流れ

1. 業者に依頼する。業者には講座名を明確に伝える。
2. 医務課診療報酬係（入院係）（内線 2516）に外注した旨、電話をする
3. 業者より「請求書」が届いたら、「医務課診療報酬係 係長」宛に学内便で送る。

……………以 上……………

12. 解剖が翌日以降となる場合

解剖が翌日以降となった場合は、ご遺体を病院霊安室に安置する。

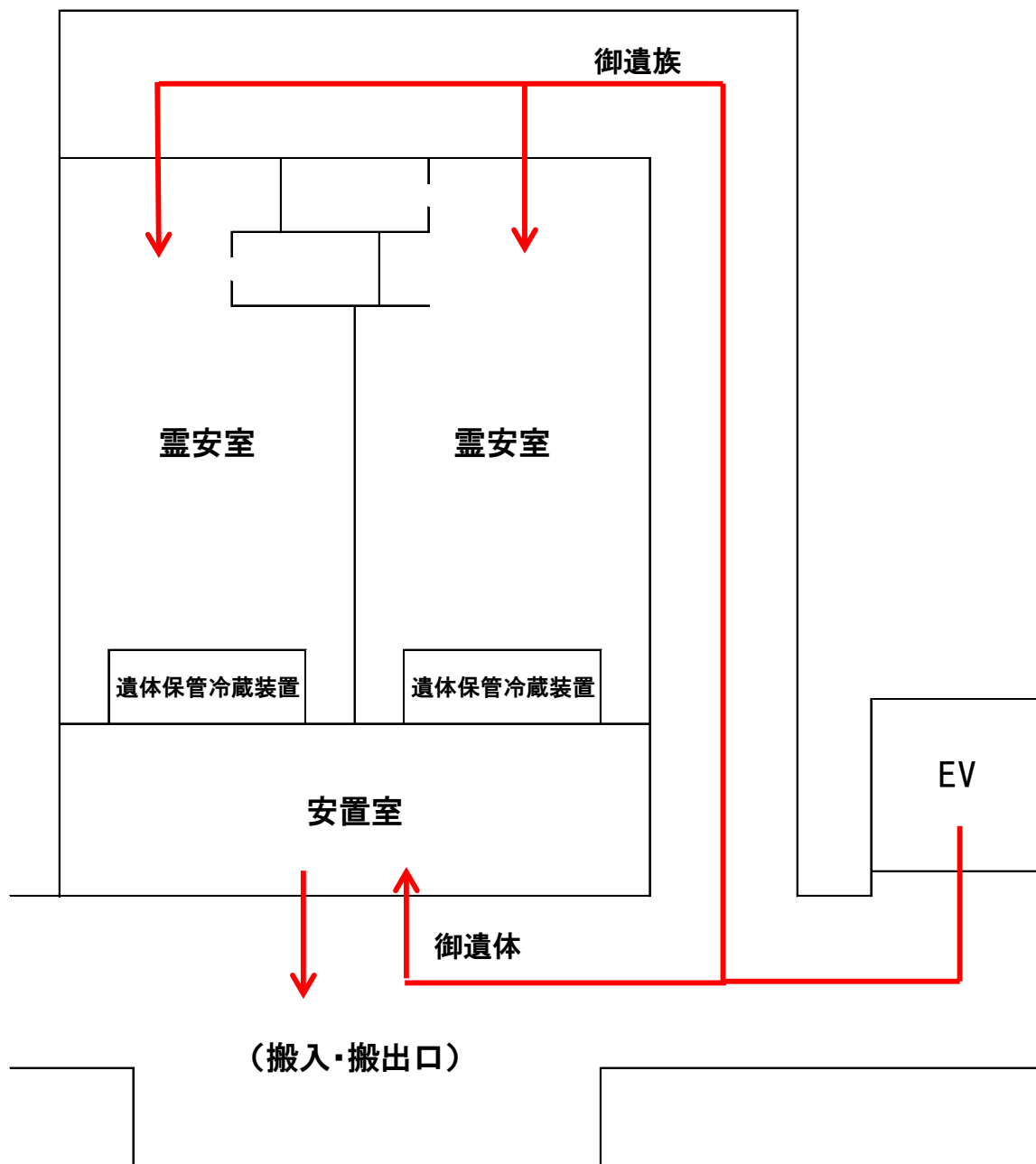
この場合、以下の点に留意する。

- ①解剖まで長時間安置する場合には、組織の自己融解を防ぐために必ず冷蔵設備のある病院霊安室に安置し、更にポリ袋にいれた氷を胸部と腹部をおおうように乗せること。（氷の交換は不要。ドライアイスの使用は厳禁）

* 氷は、ご遺体の自己融解防止に極めて効果的なので、必ず行うこと。

- ② 主治医は、解剖の承諾が取れ、解剖が翌日になることがわかった時点で、速やかに霊安室の冷蔵装置を起動させること。（冬季は遺体安置の 20 分前、夏季は遺体安置の 40 分前までに起動。→p.5 霊安室使用マニュアル参照。）ご遺体を安置した後は、必ず冷蔵装置のスイッチが入っていることを再確認すること。

[付図1] 病院霊安室の配置図 (2014年4月改修後)

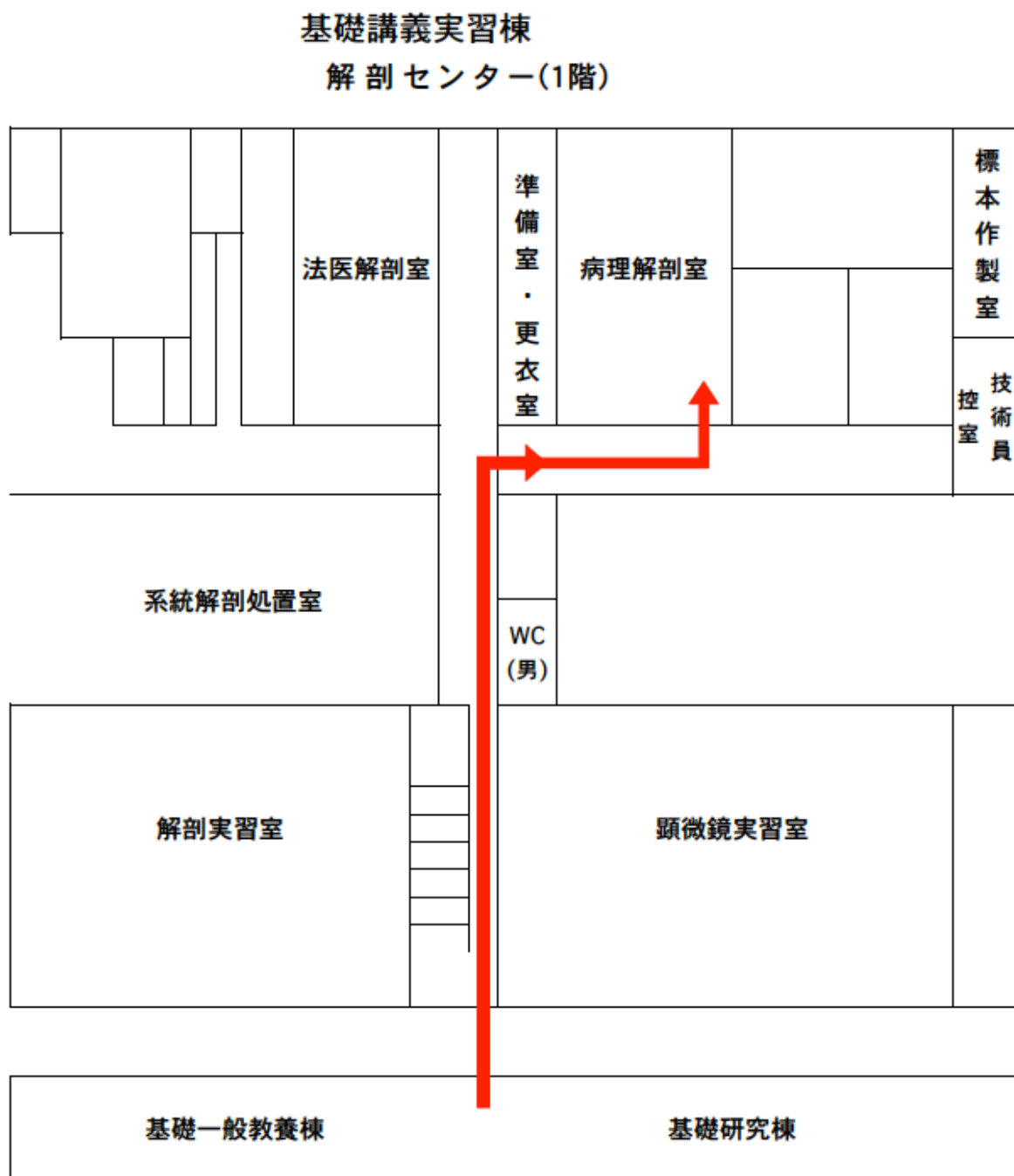


※ 霊安室使用マニュアル参照

「まるっと滋賀医大」 → 「病院関係マニュアル」 →

「診療マニュアル」 → 関係資料 → 「霊安室使用マニュアル」

[付 図 2] 病 理 解 剖 室 の 配 置 図



13. ご遺族の待機場所

ご遺族には、病理解剖終了まで病院霊安室で待機していただくよう依頼する。
待機されない場合は、必ずご遺族とはいつでも連絡が取れるようにしておくこと。

14. 解剖室での主治医の対応

- 1) 主治医は、最後まで解剖に立ち会い、病理解剖結果を確認する。
- 2) 主治医は、患者の感染症（HCV, HBV, HIV, 梅毒, 結核, など）の有無を必ず解剖前に解剖医に伝えること。立会人のすべてが感染症の危険にさらされることを避けなければならない。
- 3) 主治医は、ご遺体の処置が終わったら解剖室で必ず直接ご遺体に接し、その処置の確認をする。

15. 解剖終了後の手続（主治医以外）

- 1) ご遺族が依頼された遺体搬送業者の対応（解剖室から病院霊安室への搬送）
解剖センター解剖室で待機していた遺体搬送業者は、ご遺体を受け取り、ご遺族が待機されている病院霊安室を経由してご遺族宅等に搬送する。
- 2) 解剖医
 - a) 医務課に「病理解剖報告書」、「解剖願」および「病理解剖に関する遺族の承諾書」を提出する。「同意書」は、病理担当部署で保管する。
 - b) 1週間以内に主治医へ解剖の肉眼所見書を提出する。
- 3) 看護師は、病院霊安室等の施錠確認及び空調停止の確認をする。

16. お出迎え

ご遺体が病院霊安室に搬送される予定時刻には、関係医師等は病院霊安室で待機し、ご遺体をお迎えする。

17. 感謝状および謝金

感謝状は、医務課で準備し、見送り時に霊安室に届けられ、主治医からご遺族に手渡される。

ただし、解剖が時間外の場合は、後日、ご遺族宅等に郵送される。また、謝金の振り込み手続きに必要な用紙等は、後日ご遺族宅に郵送され、後日ご遺族が届出の銀行口座に振り込まれる。

18. ご遺族に病理解剖結果等の説明

主治医は、病院霊安室において、ご遺族に感謝状を贈呈し、病理解剖結果の概略を説明する。

19. お見送り

- 1) 診療科及び病棟関係者は、ご遺体出立時、病院霊安室前でご遺体をお見送りを
する。
- 2) 診療科及び病棟関係者は病院霊安室の使用後、次に利用されるご遺族に失礼の
ないよう整理整頓を行う。

20. 解剖体慰霊式

本学では、毎年10月に解剖体慰霊式を行っており、ご遺族の代表の方には総務企画課から開催案内の通知が送付される。

主治医および関係者は、できる限りこの解剖体慰霊式に参列すること。

21. 臨床経過と病理解剖診断報告書

1) [臨床経過]

主治医は、所定の用紙に臨床経過の概要を記入し、解剖実施日から1週間以内に解剖医に提出する。

2) [病理解剖診断報告書]

解剖医は、解剖後1週間以内に解剖の肉眼所見書を主治医に提出する。

解剖の記録と組織所見を加えた最終的な診断書は、病理担当部署の症例検討会にかけた後、病理学講座に保管される。

最終診断書の写しは、診療情報管理係と主治医それぞれに提出される。

診療情報管理係は、それを電子カルテにスキャンする。

解剖に関する全ての者は、患者のプライバシーに留意し、責任をもってこれらの記録を100年間保管すること。

22. 学外の医療施設からの依頼

1) 解剖実施の諾否は、主治医との協議により、病理担当部署が決定する。

解剖実施時間は平日の時間内とし、原則として時間外(土、日、祝日、年末年始)には行わない。

後日、依頼施設に対して所定の解剖料が請求されることを申し添える。

2) 手続きおよび留意点

解剖の実施が決定したら、主治医は、必要書類(→p. 30-34)の作成およびご遺体搬送の手続きを行う。ご遺体の搬送は、主治医が責任を持って行うこと。

解剖の開始が長時間の後(例えば翌日)になる場合は、組織の自己融解を最小限にするために冷蔵庫内に保存することが望ましい。病院に冷蔵設備のない場合は、保存方法について解剖医の指示を受けること。

(学 外 用)

解剖の検体を学術研究、医学教育に使わせて
いただくことについての説明と同意書

- 1) 解剖で摘出される故人の組織（以下、故人の組織と呼ぶ）の一部を保存し、医学の研究や教育のために使用させていただきたいと考えております。これを用いた研究や教育は、医療や医学を進歩させるために、また医師などの医療従事者を育てる上でかけがえのない貴重なものです。
- 2) 故人の組織の一部を研究や教育に用いる場合は、本学は、故人のお名前など個人を特定できる情報が一切明らかにならない形で行なうことをお約束いたします。
- 3) 故人の組織を用いる研究・教育は、倫理面で十分な配慮をもってこれを行なうことをお約束します。ここでいう配慮の中には、故人のプライバシーを完全に保護すること、故人の尊厳、人権、利益を完全な形で尊重すること、研究や教育の目的と手段が科学的に理にかなったものであることを大学として確認すること、などが含まれます。
- 4) 特に DNA の検索については、事前に本学の倫理委員会の承認が得られたものに限り、故人や故人のご家族などに不利益をもたらすようなことを決して行なわないことをあらためてお約束します。
- 5) あなたが、今回、解剖で摘出される組織の一部を研究や教育のために使用することに同意されなくても、それによって不利益をうけることは一切ありません。
- 6) あなたが、今回、ここで同意された後も、いつでも同意を撤回することができます。
- 7) 本学では、故人の組織の管理に対する監督責任は学長が、また実際上の管理責任は病理学講座及び臨床検査医学講座教授が負っています。

滋賀医科大学病理学講座人体病理学

TEL 077-548-2168, FAX 077-543-9880

滋賀医科大学臨床検査医学講座（病理部・病理診断科）

TEL 077-548-2600, FAX 077-548-2600

九嶋 亮治

滋賀医科大学病理学講座疾患制御病態学

伊藤 靖 TEL 077-548-2172, FAX 077-548-2423

〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町

(学 外 用)

2 0 年 月 日

同 意 書

滋賀医科大学長 殿

私は、今回の解剖で摘出された組織の一部を保存し、医学の研究や教育のために用いることについて、十分に説明を受けました。また、今回の協力については、ここで同意した後、いつでも同意が撤回できることを確認しましたので、今回の解剖で摘出される組織の一部、病変部分の写真などを医学の研究や教育のために使用されることに同意いたします。

2 0 年 月 日

ふりがな
死亡者氏名

死亡者との続柄 ()
氏 名

私が、書面および口頭で十分な説明を行い、理解および同意が得られたことを確認いたします。

病 院 名

医 師

(学 外 用)

病理解剖に関する遺族の承諾書

1. 死亡者の住所

(ふりがな)

2. 死亡者の氏名

3. 死亡年月日 20 年 月 日

4. 死亡場所 病院 病棟

上記の遺体が死体解剖保存法の規定に基づいて病理解剖されることに異存ありません。なお、病態を詳しく調べるために取り出された臓器は、保存期間終了後、貴学の責任において斎場にて荼毘に付されることに異存はありません。

20 年 月 日

滋賀医科大学長 殿

郵便番号

住 所

TEL () -

死亡者との続柄 ()

(ふりがな)

氏 名

今後、大学より慰霊式等の案内を受けとるときの住所・氏名は

1. 上記と同じ

2. 下記のとおり

郵便番号

住 所

TEL () -

死亡者との続柄 ()

(ふりがな)

氏 名

(学 外 用)

20 年 月 日

滋賀医科大学長殿

病院名 _____

担当医 _____ 科

氏 名 _____

病 理 解 剖 願

下記により病理学講座及び病理部・病理診断科に解剖を依頼したいので、
遺族の承諾書を添えてお願いします。

記

(ふりがな)

死亡者の氏名 _____ 男 ・ 女

生 年 月 日 _____ 年 月 日生 (_____ 才)

住 所 _____

病 名 _____

死亡の日時 20 年 月 日 時 分

死亡の場所 _____ 病院 _____ 病棟

遺族の現住所 _____

遺族の氏名 _____ 死亡者との続柄 (_____)

連 絡 事 項

1 症例の概要

2 感染症の有無

HBV : (- +), HCV : (- +), HIV : (- +), 梅毒 : (- +), 結核 : (- +), その他 ()

3 病院から本学解剖室へ搬送可能な時間 _____ 時 _____ 分 _____ ころ

4 担当医連絡先 電話 or 携帯 _____

(学 外 用)
様式 第1号

第 号
20 年 月 日

滋 賀 医 科 大 学 長 殿

病 院 所 在 地

病 院 名

TEL () -

院 長 名 ⑩

病 理 解 剖 依 頼 書

別紙のとおり下記の死亡者の遺族から承諾書を得たので病理解剖をお願いします。

記

(ふりがな)

死 亡 者 氏 名

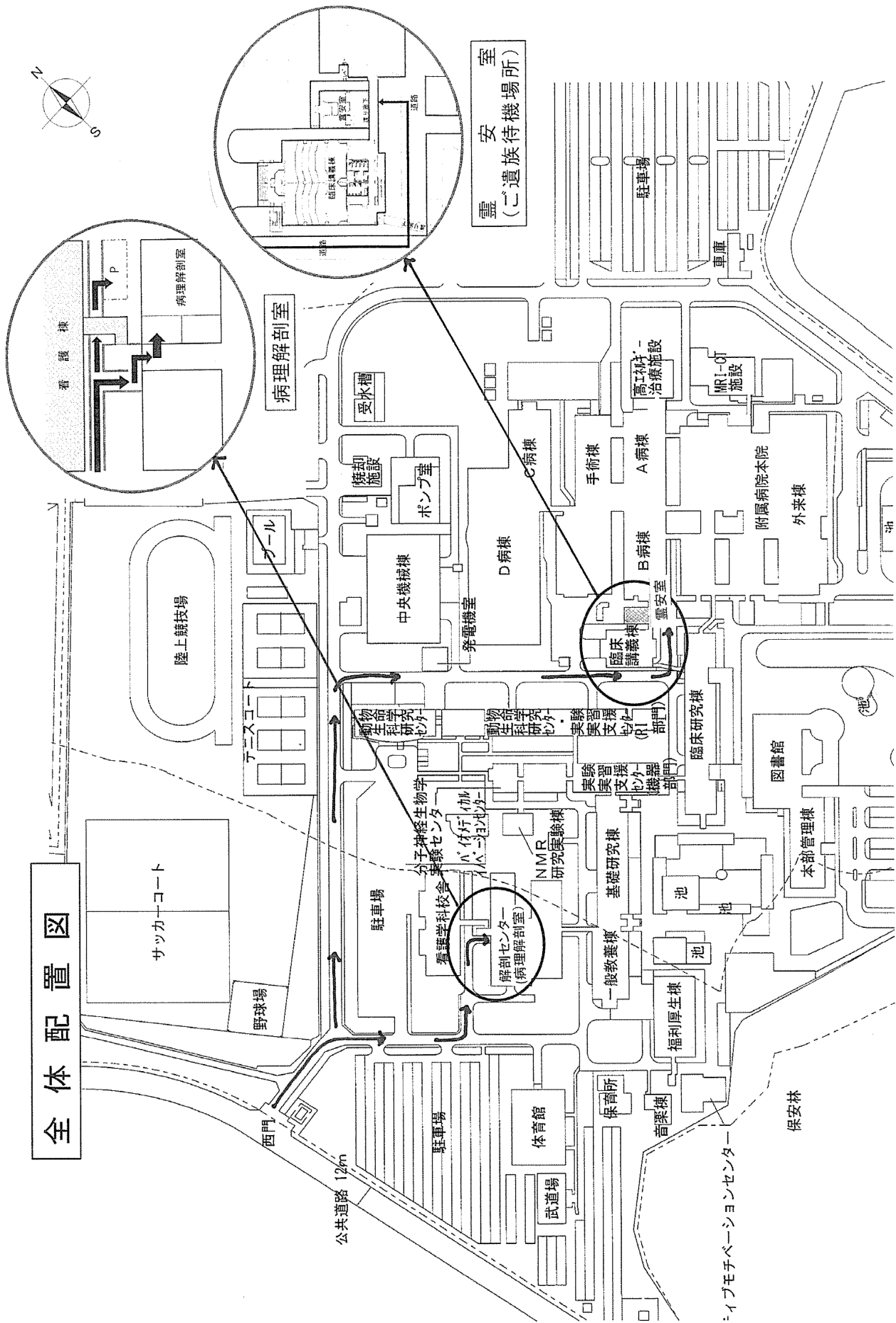
性 別 男 ・ 女

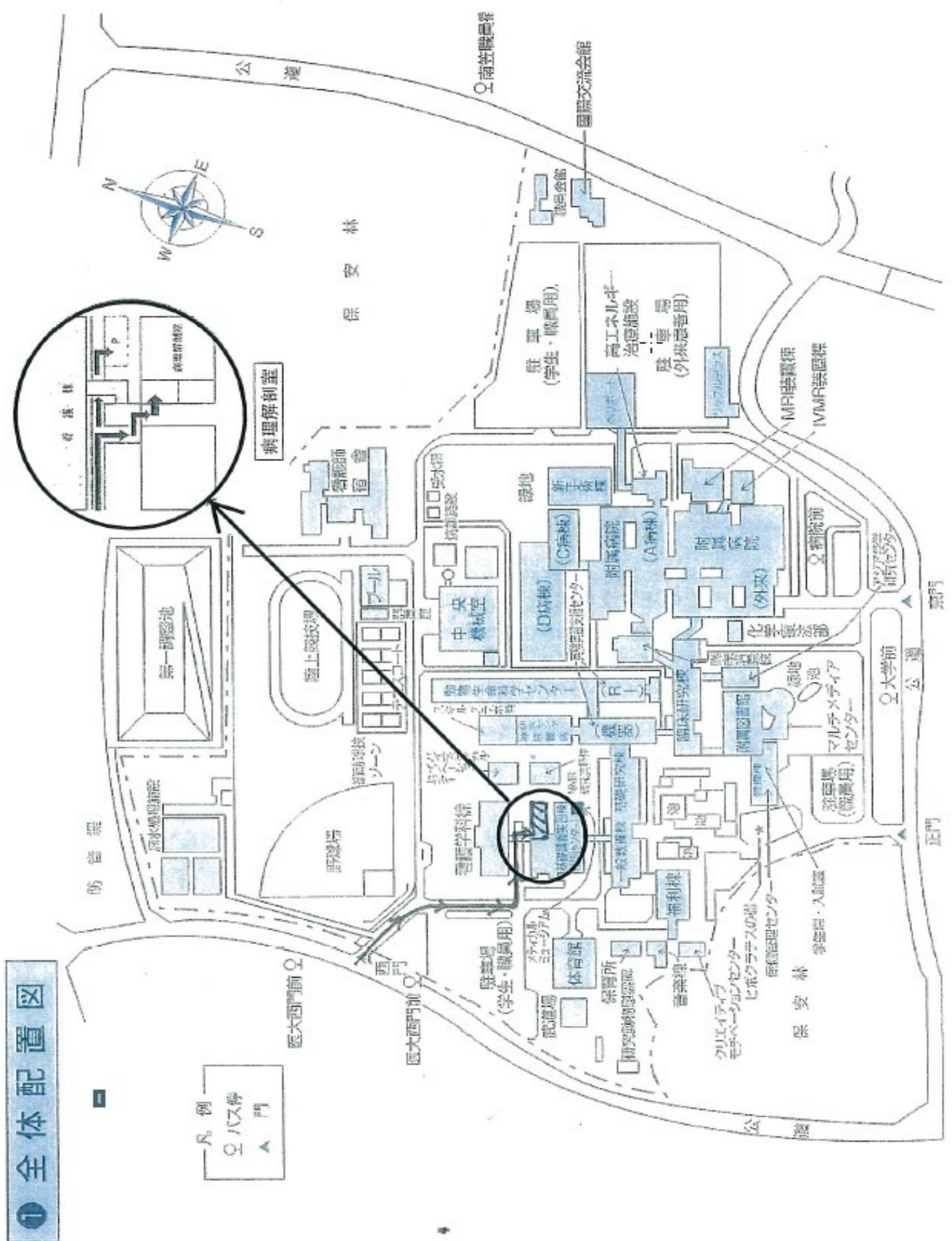
生 年 月 日 年 月 日生

臨 床 診 断

※解剖番号 号

(注)※の項は記入しないこと





① 全体配置図

23. その他

1) 小児、新生児および胎児等の場合

衣類等は、ご遺族に依頼する。

2) 異状死の可能性が考えられる場合

「医療安全マニュアル」の入院患者の予期せぬ死亡時の連絡体制を参照すること。

3) 故人がしゃくなげ会会員で、本学に献体を希望されていた場合

解剖学講座および学生課にも連絡し、解剖後のご遺体の取り扱い（納骨）などにも留意（ご遺族にご説明）しながら、協議した上で病理解剖を依頼すること。

4) 死体解剖の種類

本学で行われる死体解剖には、「系統解剖」、「法理解剖」、「病理解剖」の3種類があり、このマニュアルで取り扱っているのは「病理解剖」である。

「系統解剖」は、篤志家の献体により、学生および医師が解剖学の実習として行う解剖を意味する。（病理解剖、系統解剖は承諾解剖とも呼ばれている）

「法理解剖」には、「司法解剖」と「行政解剖」があり、「司法解剖」は犯罪が関与した死体あるいはその疑いのある死体について裁判上の鑑定のために行われる解剖で、「行政解剖」は不自然死あるいは異状死体について死因究明のために監察医により行われる解剖である。

大学の法医学教室が監察医制度に準じた形で行政解剖を行う場合は、家族の承諾が必要となるため「承諾解剖」とも呼ばれている。

[付録]

○病理解剖指針について

(昭和六十三・十一・十八 健政発六九三各都道府県知事宛 厚生省健康政策局長通知)

死体解剖については、死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)、同法施行令(昭和二十八年政令第三百八十一号)及び同法施行規則(昭和二十四年厚生省令第三十七号)に規定されているところであるが、今般、医道審議会死体解剖資格審査部会において、病理解剖の業務の円滑な実施を図るため、別添のとおり「病理解剖指針」が取りまとめられたので、貴管内の周知徹底方よろしくお取り計らい願いたい。

[別添] 病理解剖指針

(昭和六十三・十一・七 医道審議会死体解剖資格審査部会申し合せ)

1. はじめに

病理解剖は、病死した患者の死因又は病因及び病態を究明するための最終的な検討手段としてその重要性は高く、また、医学研究の進歩と公衆衛生の向上の観点からも不可欠の行為であり、法律上病理解剖は、その目的の正当性、手段・方法の妥当性により刑法第九十条の死体損壊罪の適用を免れるものである。

しかし、不適切な方法で解剖及び標本の作成を行えば刑事責任を問われることもありうること及び国民の死体に対する尊崇の念が存在することにも鑑み、病理解剖の実施に当たっては、特に礼意を失しないよう十分な配慮が必要である。

現在、死体解剖は、死体解剖保存法においては厚生大臣の認定を受けた者、医学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の教授又は助教授やあらかじめ解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けた者が行えることとしており、病理解剖についても、これらの者が病理解剖医として、死体解剖保存法等関連法規に従って病理解剖を行うこととなっている。

しかし、実際の病理解剖に当たっては、病理解剖医の自覚と責任に委ねられている部分が少なくない。そこで、この病理解剖指針では、具体的な病理解剖医の責務を指針として明らかにすることにより解剖現場で疑義が生じないようにするとともに、病理解剖の一層の適正化を目指すことを目的とするものである。

2. 病理解剖医の責務

- (1) 病理解剖医は、病理解剖を行うこと及び標本の採取を行うことにつき遺族の同意があることを確認した後でなければ、解剖に着手してはならないこと。ただし、死亡確認後三十日を経過しても、なお引取り手のない死体を解剖する場合又は、二人以上の医師(うち一人は歯科医師であつてもよい。)が診察中であつた患者が死亡した場合において、主治の医師を含む二人以上の診察中の医師又は歯科医師がその死因を明らかにするため特にその解剖の必要を認め、且つ、その遺族の所在が不明であり、又は遺族が遠隔の地に居住する等の事由により遺族の諾否の判明するのを待つてはその解剖の目的がほとんど達せられないことが明らかかな死体を解剖する場合等法定除外理由を満たしている場合はこの限りでない。
- (2) 病理解剖医は一般に禁止されている死体の解剖を特に許されたものであることを認識し、遺族を初め、国民の宗教感情に十分留意し、主治医等から死体の受け渡

しを受けてから、遺族に死体を引き渡すまでの間、解剖補助者、見学者等を指揮・監督し死体が十分な礼意を以つて取り扱われるよう努めなければならないこと。

(3) 病理解剖医は、病理解剖を行う際には、自分自身並びに解剖補助者等への伝染性疾患の感染及び環境汚染等がおきないように十分留意しなくてはならないこと。

(4) 病理解剖医は自ら死体の切開及び臓器の摘出を行わなければならないこと。

なお、臨床検査技師、看護婦等医学的知識及び技能を有する者(以下「臨床検査技師等」という。)が開頭等に際し、その一部の行為につき解剖補助者として解剖の補助を行う場合には、病理解剖医は、死因又は病因及び病態を究明するという病理解剖の目的が十分達せられるよう、これらの者に適切な指導監督を行わなければならないこと。

また、血液等の採取、摘出した臓器からの肉眼標本の作成や縫合等の医学的行為については、臨床検査技師等以外を解剖にかかわらせることのないよう十分注意しなければならないこと。

(5) 病理解剖医は、解剖が終了した場合には清拭等外観の回復が適切に行われるよう努めなければならないこと。解剖補助者又はその他の者に清拭等を行わせる場合には、それが適切に行われるよう指導監督しなくてはならないこと。

(6) 病理解剖医は、標本として保存するものを除き、可能なかぎり、死体の復元に努め、死体の外観の回復等を図り、遺族等の感情に十分留意しなければならないこと。

(7) 病理解剖医は、死体解剖保存法第十八条の規定により、死体の一部を標本として保存する場合には、標本が適切に保管されるように配慮しなければならないと共に、遺族から引き渡しの要求があつたときは、遅滞なく遺族に引き渡さなければならないこと。

ただし、その標本が死体の僅少の部分に止まる場合には、刑法の規定をも考慮し、一般社会通念に反せず、且つ、公衆衛生上遺憾のないように適宜処置して差し支えないこと。

3. 病院長等の責務

病院長、医学に関する大学の長、医学部長又は歯学部長(以下「病院長等」という。)は、解剖が適切に行われるよう解剖設備やスタッフの配置に十分留意するとともに、解剖用の死体が主治医から病理解剖医に適切に引き渡されるよう、又、解剖後の死体が病理解剖医から適切に主治医・遺族に引き渡されるよう病理解剖医等を指導監督しなくてはならないこと。

また、死体の全部又は一部を標本として保存する場合には、標本が適切に保管されるように配慮しなければならないと共に、その標本が医学の教育又は研究の用に供されなくなつたとき又は、遺族から引き渡しの要求があつたときは、遅滞なく遺族に引き渡さなければならないこと。ただし、遺族の承諾があつたときは、病院長等は、その標本を礼意を失しないよう焼却等適切に処分することができること。

なお、標本を標本としての目的以外に使用しようとするときは、改めて遺族の同意を得なければならないこと。